

事 務 連 絡
平成19年12月19日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）
職業病認定対策室長補佐

石綿ばく露作業に係る認定事業場の公表に関する作業について

標記の事業場名公表に関する国会質疑等の情報については、既に連絡しているところですが、効率的かつ斉一性を持った作業が行えるよう、今回、認定者ごとのリストを本省において処理経過簿から作成したところです。については、各項目の記載内容が正確なものとなっているか、各局において精査及び必要な修正を行った上で、本省あてに返信していただき、あらためて本省において局署別の事業場別リストを作成し、配布することとしています。

このため、今回の作業に係る認定者別リスト（エクセルファイル）を電子メールにより送信いたしますので、別添による作業を実施の上、12月27日（木）正午（期限厳守）までに必要な修正を行い、返信願います。

石綿による疾病の認定者別リストの内容精査実施要領について

1 作業の目的

本省から送信した「認定者別リスト」(以下「リスト」といいます。)の内容精査に係る作業は公表対象となる「事業場別リスト」を作成するためのものであり、リストは平成17年度、18年度の労災認定及び平成18年度末までの特別遺族給付金に係る支給決定を行った認定者について、処理経過簿を基に作成したものです。

2 各項目の訂正及び入力に関する作業要領

公表対象事業場を確定し、その後の作業を行うため、各項目について以下の要領により内容を精査の上、必要な訂正・入力を行ってください。

本省で入力したデータを訂正する場合は、リスト左端の訂正コード【リスト項目1】に「1」を必ず入力し、訂正箇所は赤字で入力してください。また、リスト項目10及び14～24について、新たに「◎」若しくは「1」を入力する際には、同様に、訂正コード「1」を入力し、赤字で追加入力してください。

(1) 局番及び署名【リスト項目3～4】

管轄局・署に誤りがないか。

(2) 支給決定時の事業場名【リスト項目6】

ア 事業場名が正式な名称となっているか。例えば、(株)〇〇〇ではなく〇〇〇(株)や〇〇車両ではなく〇〇車輛等の違い、工場・支店名が付くか否か等を正確に区別されているか。

イ 認定者が特別加入者の場合には「特別加入」、事業場が不明の場合は「事業場不明」と訂正。

ウ 支給決定時において当該事業場が廃止されている場合でも、当該事業場が最終ばく露事業場と認められるものは公表対象。

(3) 最終ばく露作業時の事業場名【リスト項目7】

認定者が最終ばく露作業に従事していた当時の事業場の名称を入力。「支給決定時の事業場名」【リスト項目6】と同一の場合は、「1」を入力。

(4) 労働保険番号【リスト項目8】

ア 平成17年度及び18年度の労災認定分については、入力された労働保険番号が当該事業場の番号と一致するか、労働保険番号が14桁(枝番号がないときは末尾000番)で入力されているか。

- イ 特別遺族給付金分については、復命書等により労働保険番号を確認の上、入力。
- ウ 受付専用労働保険番号（基幹番号「149000」）のまま入力されているものについては、支給決定時の適正な労働保険番号を入力。

(5) 支給決定時の事業場所在地【リスト項目9】

支給決定時の事業場所在地を市・郡単位から正確に入力。

- 例) ○○市△△区□□町123-4
- 郡△△町□□555

(6) 平成17年度公表の有無【リスト項目10】

平成17年度に公表されている事業場については「◎」を入力しているので、漏れや誤りがないか、平成17年度の公表リストを参考に確認。また、本省において「◎」の入力をしていない事業場について、新たに追加入力する際にはその理由を「◎を追加入力した理由」欄に記載。

(記載例)

- ・平成18年度統廃合により現社名に変更。
- ・リストにおける事業場名の記載誤り
- ・「◎」の記載漏れ、等

(7) 特別加入【リスト項目11】

認定者が特別加入者である場合には以下の区分により、該当する数字を入力。

特別加入者の区分	入力する数字
中小事業主等	1
一人親方及び特定作業従事者	2
海外派遣者	3

(8) 事業場不明【リスト項目12】

事業場不明とするものは以下のとおり。該当する場合は「1」を入力。

- ア 労働者が死亡した後、遺族から労災請求された事案及び特別遺族給付金支給決定事案であって、最終ばく露事業場の情報が入手できず、特定できなかった場合。
- イ 事業場が廃止された後、長期間経過後の発病のため、最終ばく露事業場が特定できなかった場合
- ウ 建設現場等複数のばく露作業に従事していたため、長期間経過した時点においては、最終ばく露事業場の特定が困難であった場合

※注意 特別処理労働保険番号を振り出している事業場は「事業場不明」に該当する事業場もあるため、当該番号を振り出している理由等を精査すること。

なお、特別処理労働保険番号を振り出したものであっても、上記ア～ウに

該当しないものは、原則として公表の対象となるので、これらについては必要な作業を行うこと。

(9) 当時の業種【リスト項目13】

同一署管内で同一事業場にもかかわらず異なる業種コードが付されているものについてのみ、事案の内容を精査の上、正しい業種コードを入力すること。

なお、上記に該当しない場合には、精査は不要であり訂正等を行わないこと。

(10) 認定件数【リスト項目14～24】

ア 認定した疾病名で入力されているか、対象疾病（労災については肺がん・中皮腫、特別遺族給付金については肺がん・中皮腫・石綿肺）以外の疾病が入力されていないか確認。

イ 労災認定分の「うち死亡」欄については、当初の支給決定時において、遺族補償給付（「未支給の保険給付」を含む）として支給決定されたものについて「1」を入力すること。

なお、リストに既に「1」が入力しているものは処理経過簿において死亡年月日が記載されているものであり、上記の観点から精査・確認を行うこと。

※注意 当初の支給決定時とは、先に療養・休業の請求があるも、その後、当該請求人の死亡により、遺族補償給付等により支給決定に至った事案を含む。したがって、同一年度内において、当初、療養・休業の支給決定を行った後に遺族補償給付等の決定を行っている事案は「死亡」として取り扱わない。

(11) 当該事業場での被災者の主たる石綿ばく露作業の状況【リスト項目25】

当該事業場における認定者のばく露作業の状況について、別紙1「石綿ばく露作業コード表」のコード番号を入力。同一者が複数のばく露作業に従事している場合は主たるものを一つ入力。

3 本省へのリストの送付等

(1) 上記2の作業により訂正等行ったリストについては、「認定者リスト〇〇局」と名前を付けて保存した上で、当該リストを平成19年12月27日（木）正午（厳守）までに本省の発信元あてメールにて返信してください。

(2) 今後、本リストにより作成した事業場別に基づき、事業場に対する調査及び確認等を実施することとしていますが、公表対象事業場が多数にのぼる等の理由から、希望する局については、当該調査等に要する宛名シールを送付しますので、リストの提出期限までに本省補償課企画調整係あて連絡願います。ただし、宛名シールの利用に当たっては以下の点にご留意ください。

ア 宛名シールは労働保険番号に基づき郵便番号、住所及び事業場名を適用徴収シス

テムから印字することとなるが、事業場不明や廃止事業場も含まれるとともに、システムから出力されるデータは、直近の年更データに基づくものであることから、支給決定時以降の事業場移転の場合も存在すること。

また、継続一括を受けている事業の宛名については、支給決定を行った署管内の事業場ではなく、保険関係が一括成立している指定事業場の住所となること。

したがって、宛名シールを利用する場合であっても送付の際には事業場の現住所と宛名シールに記載された住所についての精査・確認が必要であること。

イ 宛名シールの作成から送付まで5～7日前後要すること。

4 本省照会先等

(1) リストの精査・確認作業に係る疑義照会については、補償課業務係（担当：西村、立花）まで電話、電子メール（労働基準行政情報システムのアドレスは使用不可）、ファクシミリにより、行ってください。

(2) 本省へのリスト返信以降にデータの訂正、削除、追加入力が生じた場合には、補償課業務係（担当：西村、立花）まで電話連絡の上、必ず別紙2「認定者別リストの入力データに関する訂正依頼票」（以下「依頼票」といいます。）をファクシミリにより、送信してください。本省において訂正事項の反映の適否について判断し、反映できないものについては、連絡いたします。

5 情報管理の徹底について

今回、内容を精査・確認するリストについては、個別事業場に係る公表情報はもとより、情報の正確性を期するとともに作業の効率化を図るための情報も含まれているところであり、作業内容をも含め局・署における情報管理の徹底を図るようお願いします。

特に、不特定多数の来庁者が存在する執務室においては、以下の点に留意すること。

ア 離席の際に作業中のリスト等を机上に放置することなく、所定の保管場所に保管すること。

イ コピー機やプリンターの周辺にリスト等を放置しないこと。

ウ パソコンによりリストの訂正作業を行う職員を特定し、電子媒体の保管場所も特定すること。

6 本作業後のスケジュール

上記1に記載するとおり、本省に返信されたリストを事業場単位で取りまとめ、「事業場別リスト」を作成し、1月上旬をメドに各局に送信することとしています。

「事業場別リスト」は、原則として公表事業場リストの元データとなるものですが、詳細な作業指示は改めて、行うこととしています。

石綿ばく露作業コード表

コード番号	石綿ばく露作業の状況
1	石綿鉱山に関わる作業
2-1	石綿糸、石綿布等の石綿紡織製品
2-2	石綿セメント、石綿スレート、石綿高圧管、石綿円筒等のセメント製品
2-3	ボイラーの被覆、船舶用隔壁のライニング、内燃機関のジョイントシーリング、ガスケット（パッキング）等に用いられる耐熱性石綿製品
2-4	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品
2-5	電気絶縁性、保温性、耐酸性等の性質を有する石綿紙、石綿フェルト等の石綿製品又は電解隔膜、タイル、プラスター等の充塗料等の石綿を含有する製品
3	石綿や石綿含有岩綿等の吹き付け・貼り付け作業
4	石綿原綿又は石綿製品の運搬・倉庫内作業
5	配管・断熱・保温・ボイラー・築炉関連作業
6	造船所内の作業（造船所における事務職を含めた全職種）
7	船に乗り込んで行う作業（船員その他）
8	建築現場の作業（建築現場における事務職を含めた全職種）
9	解体作業（建築物・構造物・石綿含有製品等）
10	港湾での荷役作業
11	発電所、変電所、その他電気設備での作業
12	鉄鋼所又は鉄鋼製品製造に関わる作業
13	耐熱（耐火）服や耐熱手袋等を使用する作業
14	自動車・鉄道車両等を製造・整備・修理・解体する作業

石綿ばく露作業コード表

コード番号	石綿ばく露作業の状況
15	鉄道等の運行に関わる作業
16	ガラス製品製造に関わる作業
17	石油精製、化学工場内の精製・製造作業や配管修理等の作業
18	清掃工場又は廃棄物の収集・運搬・中間処理・処分の作業
19	電気製品・産業用機械の製造・修理に関わる作業
20	レンガ・陶磁器・セメント製品製造に関わる作業
21	吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業
22	エレベーター製造又は保守に関わる作業
23	ランドリー・クリーニングに関わる作業
24	ガスマスクの製造に関わる作業
25	上下水道に関わる作業
26	ゴム・タイヤの製造に関わる作業
27	道路建設、補修等に関わる作業
28	映画放送舞台に関わる作業
29	農薬、バーミキュライト等を扱う作業
30	酒類製造に関わる作業
31	消防に関わる作業
32	歯科技工に関わる作業
33	金庫の製造・解体に関わる作業
34	タルク等石綿含有物を使用する作業
35	その他の石綿に関連する作業
36	1～35の作業の周辺において間接的なばく露を受ける作業

(別紙2)

平成 年 月 日

労働基準局労災補償部補償課
業務係長宛

局名：

担当者名：

認定者別リストの入力データに関する訂正依頼票

入力済データ（訂正前）

リスト項目；
データの内容：

訂正後データ（訂正後）

リスト項目；
データの内容：

訂正理由

Blank box for correction reasons.

注) 本件訂正依頼票については、訂正等1箇所につき1票とする。